

平成29年6月29日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番14号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役社長 那 須 幹 生

第95回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第95回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

なお、第95期報告書を同封いたしましたのでご査収ください。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第95期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第95期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき10円とさせていただくことに決定いたしました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日をもって、当社普通株式10株を1株に併合することと決定いたしました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に那須幹生、平岡和博、西岡雅之、鈴木智晴、高橋昌裕、杉村嘉穂、工藤剛生、横山明男の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に児平幸三、黒滝一雄、木村英知の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、黒滝一雄および木村英知の両氏は社外取締役であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に小竹良夫氏が選任されました。
なお、小竹良夫氏は補欠の社外取締役であります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役本庄 隆氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任させていただくことに決定いたしました。

以上

本株主総会終了後に開催された取締役会において、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	那 須 幹 生
取締役副社長	平 岡 和 博
専務取締役	西 岡 雅 之
常務取締役	鈴 木 智 晴
常務取締役	高 橋 昌 裕

また、本株主総会終了後に開催されました監査等委員会において、次のとおり常勤の監査等委員である取締役が選定され、就任いたしました。
監査等委員である取締役（常勤） 児 平 幸 三

株式併合に関するご案内

本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

【ご参考】単元株式数変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数（売買単位）を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位について、全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

ご所有株式数および議決権数は、単元株式数変更および株式併合の効力発生日の前後で、具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	1,203株	1個	120株	1個	0.3株
例③	296株	なし	29株	なし	0.6株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きは不要です。
- ・例②、例③、例④で発生する端数株式の取扱いにつきましては、Q 5をご参照願います。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満（例④のような場合）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位は失われます。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 併合後の1株に満たない端数株式はどうなりますか。

会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

当社よりお支払いする金額およびお手続きにつきましては、平成29年12月上旬にご案内することを予定しております。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後は、併合比率（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しています。

平成29年 9月 27日	100株単位での売買開始日
平成29年 10月 1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年 10月 下旬	株式割当通知の発送
平成29年 12月 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q10. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後でも、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-8507東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00